

## 平成 26 年度 第 4 回 周南市ごみ対策推進審議会議事録

1. 日 時	平成 26 年 12 月 19 日（金曜日）13 時 30 分～17 時 15 分
2. 場 所	周南市リサイクルプラザ 1 F 研修室
3. 議 事	(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】について (2) その他について

(事務局)

- 出席者数、欠席者数と会議の成立を報告（出席委員 13 名、欠席委員 5 名）。
- 吉岡委員の訃報を報告。

### ○ 議事

#### 議事 1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】について

(会長)

吉岡委員にはこれまでこの審議会で活発にご意見をいただき、感謝している。ご冥福をお祈りいたします。

本日は、第 4 回の審議会である。予定よりかなり遅くなったが、その辺りの事情は事務局から説明があると思う。

それでは内容に入らせていただく。まずは配付資料の確認をお願いしたい。

(事務局)

#### ●郵送で送付した

- ・資料 4 施策の進捗状況について※事務局の評価・課題・今後の方針追記
- ・周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】 審議会提示〔素案〕(2014.12.19)
- ・参考資料 1、参考資料 2

と、当日配付した

- ・「まちづくり総合計画 8-2 循環型社会の実現」を確認。

(会長)

では議事に入る。議事 1 「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】について」。かなり長いので、まず第 1 章と第 2 章について事務局から説明いただきたい。ここでは、この計画がどのような趣旨で作られているかということと、周南市全体の地域的な特性・概要が述べられている。説明後、ここまでの内容について議論していただきたい。

その後、本論、中心的な内容である第 3 章と第 4 章、「ごみ処理基本計画」と「計画の進行管理」について事務局から説明いただき、議論するという流れにしたいと思うがいかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

では、この流れで進めて行きたい。まず、事務局から第1章、第2章の説明をお願いしたい。

(事務局)

●第1章、第2章の内容を説明。

●本計画【素案】は、国による「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき策定したことを説明。

(会長)

第1章は計画の概要を説明する内容であり、第2章は周南市の地域特性、特に自然的・社会的特性を説明する内容である。第1章、第2章は、計画全体の基本的な方針を明らかにするものであり、特に1ページ「計画策定の趣旨」は、どのような趣旨でこの計画を立てているのか、今後どのようにごみ処理を進めるのかが読み取れるものでないといけないと思う。

その点も含めて、内容についてのご意見、ご感想をお伺いしたい。また、修正点などがあれば、それもお伺いしたい。

(委員)

まず、4ページ「本計画の対象廃棄物」について、災害関係の廃棄物に触れておかないといけないのではないかと。素案を最後まで読めば災害廃棄物のことが書いてあるのでわかるが、まずここで、別扱いなら別扱いとして何らかの記載が必要ではないかと。

次に、9ページ、地図について、できれば戸田駅、福川駅、新南陽駅などの駅名を記載できないか。山陽自動車道は徳山西、徳山東と記載している。

最後に、10ページ、「衛生費の割合は11.9%で、前年より3.5ポイント増加」と書いてある。それはそれでいいのだが、増加の背景、要因は何だったのか。

(会長)

3点ご質問があった。事務局から回答をお願いしたい。ご質問には重要な内容を含んでいると思う。

(事務局)

最初に災害廃棄物について。ここでは、この計画で扱う廃棄物は何かということに記載している。災害廃棄物は基本的には一般廃棄物のくくりの中に入るので、敢えて記載はしていない。一般廃棄物の災害廃棄物とご理解いただきたい。

(会長)

今の点について、災害の場合も一般廃棄物しか扱わないと言われたのか、それとも災害のときは一般廃棄物以外もある程度含むということと言われたのか。

(事務局)

基本的に、市で扱う廃棄物は一般廃棄物であり、災害廃棄物はほとんどが一般廃棄物である。ただ、事業所等が排出先として特定できるものは、災害廃棄物であっても産業廃棄物である場合もある。ほとんどが一般廃棄物であっても、産業廃棄物も含まれているので、なかなか4ページに記載しづらい。

(委員)

2ページに「一般廃棄物処理基本計画」と書いてある。災害の廃棄物は通常は一般廃棄物であること、またこの計画は通常の状態での計画であることは理解している。

(事務局)

一般廃棄物の中に災害廃棄物も含まれていると理解していただければありがたい。

(委員)

恐らく市民の方が心配しているのが、災害時には様々な廃棄物が出るということ。先の広島県の土砂災害の時のような廃棄物は、広島県では処理できないから山口県で処理をするという場合もあるかもしれない。それは問題ないと思うが、例えば、先の東日本大震災の時のような廃棄物を、この中に入れるのかどうかということが大事なところで、山口県で出た廃棄物に限定しているということであればそういう書き方になるのかなという気がする。現状の書き方で、一般廃棄物の中に災害廃棄物が含まれるのであれば、「固形状のもの(ごみ)」の中に書くことができると思う。それを書かないと、隠しているのではないかという印象を少し抱いてしまうと思う。その点は、県なり市なりの全体の方向性や指針によるところだと思うが、もう少し明確化した方が良いのではないか。

(事務局)

4ページ、「一般ごみ(家庭系ごみ、事業系ごみ)」の後に、災害廃棄物という表現にすべきかどうかは別にして、「※災害ごみ～」という記載はしている。

(委員)

ここで書かれている災害ごみの定義、例えばこういうものは含んでこういうものは含まないというような定義は記載してあるのか。

(事務局)

言葉の定義はこの中で記載はしていない。

(委員)

そうすると、市民の方は心配だと思うので、もう少し明確化すると良いかなと思う。

(会長)

災害が起これば、計画自体の不安定要因になるので、その点をどう扱うかについて

ある程度あらかじめ何らかの注釈を加えるなりして記載した方が良いのではないかと  
いうご意見である。記載したことで市に不都合があるならば別であるが。

(事務局)

4 ページ「本計画の対象廃棄物」において災害ごみについて記載しており、77 ページ「施策4 災害廃棄物」において災害廃棄物の方向性について記載している。

各自治体には、地域防災計画というものがあり、その中で災害廃棄物について記載している。ただ、地域防災計画を受け、細かい部分については、市としても今後、災害廃棄物の計画を策定する必要があることは感じている。

実際のところ、災害廃棄物については、国の指針に基づいて県及び市町村において処理計画を策定することが求められており、現在、県においても計画策定のための取り組みが行われているところである。

(会長)

地図に駅名を記載した方がよいのではというご意見についてはいかがか。

(事務局)

ご指摘はわかるが、載せると文字が小さくなり煩雑になる可能性がある。載せた方がよいか。

(委員)

周南市は合併したので、気持ちとして、徳山駅だけを記載するのはいかがかと個人的には思うが。

(事務局)

確かに言われている事は理解できるが、福川駅、新南陽駅、戸田駅を記載すれば、熊毛地域の駅名も記載することになる。字が小さくなってしまうので、ここは周南市の玄関口である徳山駅だけとさせていただきたい。

最後に、10 ページ「財政状況」についてのご質問。衛生費の割合が11.9%で前年より3.5ポイント増加している要因については、ちょっとすぐには分からないが、ここに増加の要因を記載すべきかどうか。ここは計画の基本的な部分、地域特性はこういう状況ですと示している部分であり、要因までは記載していなかったところである。

(会長)

今の点に関連して、「前年より3.5ポイント増加」と書いてある。本計画は10年計画であり、前年だけと比較することにはどの程度の意味があるのか。5年、10年の範囲で、こういう傾向にある、そのためこれからの長期計画ではこういうことに注目していく必要があるということならわかるが、前年だけを取り上げるのはあまり適切ではない気がする。

1 ページ「計画策定の趣旨」でも、環境面だけでなく、財政面と両立させて計画を進めると書いてある。財政面と両立という意味をここに込めるのであれば、前年とだ

け比較するのは、少し物足りないような気がする。

(事務局)

会長の言われる通りである。ごみ処理基本計画を策定するにあたっては、当然、財政的なものを考慮して、できるだけ経費を安く効率的に、かつきちんとした処理をしていくという事が大前提となっている。そういう意味合いからすると、確かに前年と比較した増減だけを示すのでは物足りないと思う。

ただ、施策の中で、処理経費の公表は実施していくこととしている。その部分で、1ページの趣旨の内容については、お答えできているのかなと思っている。

10ページ「財政状況」において、増減についての表現を入れる必要があるかどうかについては、逆に、平成25年度の状況だけを記載して終えた方が良いのかなとも思うがいかがか。

(委員)

「前年より3.5ポイント増加しています」という部分をカットし、「11.9%です」でいいのではないか。

(会長)

例えば5年間に亘り毎年増加しているということなら分かるが、前年だけと比較して「増加しています」としてしまうと、そこだけを強調して何か減らそうとしているような印象を読む人は持つであろう。過去に大きな傾向・トレンドがないならば、そちらの方が適切であろうと思う。

(委員)

過去5年間ずっと増加傾向にあるならば、そういう書き方でいいし、そうでないならば表現を変えておかないとまずいであろう。その辺は事務局で配慮してもらえばよい。

(事務局)

いただいたご意見を基に、過去5年間の推移を確認したうえで、この部分の表現を事務局で検討させていただきたい。数値上、あまり変化がないようであれば、この表現自体をカットさせていただきたいと思う。

(会長)

他にはいかがか。

(委員)

先程、災害ごみの件で、県外のごみという話が出た。基本的にはこの計画は周南市内で発生するごみについての計画であり、よそからごみを持ってくるような想定はしていないということによろしいか。

(事務局)

この計画は周南市のごみ処理計画という位置づけであり、他の自治体からのごみの受入れについては想定していない。

(委員)

77ページの図で、災害廃棄物の処理体制が記載してある。周南市は清掃班と記載してあり、大元の指揮を執るのが県の環境生活対策班とある。実際にごみを受けるか受けないかは協議の中で決まることであろうが、このスキームを見ると、計画の中で周南市によその県からごみが入ってくることはあり得るということになる。先程の委員の話の中で、数年前に問題になった災害廃棄物、とくに放射能を受けたものについて、当時いろいろとすったもんだがあったように記憶しているが、ああいったものもこのスキームに乗って入ってくる可能性があるということか。

(事務局)

おっしゃる通り、施策に記載しているように災害廃棄物について想定していないわけではないが、ごみ量の推移・推定等には見込んでいないということをご理解いただきたい。災害廃棄物は大量に発生するものであり、災害の大きさによって単独で処理できる量かどうかという点も変わってくる。ただ、現在、周南市において、他の自治体からのごみを受け入れようにも受け入れる器がないのが事実である。

(委員) ※山口県周南健康福祉センター 小田委員発言

山口県では、東日本大震災の際、県外からのごみの受入れについて、廃棄物・リサイクル対策課が中心となり、国との窓口、また、県内各市町とのつなぎ役として連絡・調整を行ってきた。

災害については、今後、日本国内のこういった場所でどの程度の規模の災害が起こるか、それにより、どの程度の発生量で、どういう種類の廃棄物が発生するか前もって予測することが非常に難しい。

この周南市の基本計画もそうであるが、県の基本計画である「循環型社会形成推進計画」の中にも、少し災害廃棄物に関する内容がある。そこでは、県内各市町で災害が発生した場合は、連携・協力し、その都度調整しながら、受入が可能なところは受け入れていただくという形で、迅速に災害廃棄物が処理できるよう通常から連携・協力してやって行こうという内容になっている。

(委員)

連携・協力という点はよく理解できたが、最終的に誰が意思決定するのかが見えない。この中に書くべきかどうかはよくわからないが、市長がOKと言えばOKなのか、それともどこかの機関が決定するのか。そこを少し具体的に書いていただいた方が良いのかなという気がする。

(委員) ※小田委員発言

そこまで市の計画の中で触れられるかどうかという点がある。

(会長)

災害時において、「連携体制を構築していく」とあるが、その構築するという意志はどこで決定するのかというご質問である。この辺りはこの文章だけでは読み取れないが、何かははっきりしたものがあればお願いしたい。

(環境生活部長)

東日本大震災から4日後、県から集合がかけられ、市長と一緒に県庁に行った。市長会でどのように対応するかという内容であった。直近の広島市の土砂災害の際は、特にこうした動きはなかった。よって、災害の大きさ、規模、種類、先程お話にあった放射性廃棄物の有無等によって対応は異なる。

東日本大震災の際は、各市長のうち、北九州市（審議会の席上では福岡と説明：事務局修正）は市長が受けられた。しかし、搬入に際しては猛烈な反対運動が起こった。東京都は、当時の石原都知事が有無も言わずやると決定した。ということで、各自自治体の長のキャラクターもあれば、住民の運動もある。よって、一概に市長が決めたからできるものでもなく、ケースバイケースであるため、それをここに網羅的に記載するのは困難であるのご理解いただきたい。

(委員)

基本的には最終決定者は市長か。

(環境生活部長)

最終決定は市長、市としての意志決定は市長が行う。

(会長)

他にはいかがか。無ければ、私から。

1ページの「計画策定の趣旨」の最後から5行目、「本市では、財政面と環境面を両立させよう」となっている。以前の計画にはなかった財政面という側面がかなりクローズアップされるのかなということがこの文章から感じ取れる。まあここは、実際、財政面はこうですよという部分がちゃんと出てくれば問題はないわけだが。

次に、最後から3行目、「本計画は、今後新たな10年間における目標、また、これを達成するための市民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにし、市民・事業者にわかりやすく示したものです。」というところ。目標を達成するためにまず市民・事業者の取組みが必要だとまとめているが、これはごみ処理計画である。処理をするのは、市民・事業者ではない。市民・事業者は排出者であり、処理は市が中心となって行うものである。この記載は、基本計画全体の趣旨とは異なるのではないか。また、「さらに行政の施策を」と書いてあるので、行政が何となく追加的な役割を担当するような表現になってしまっている。

さらに、「市民・事業者に分かりやすく示したものです。」という部分について、これが概要編、つまりこの計画の内容をまとめて、皆さんに分かりやすく示したものであれば問題ないが、あくまでこれは基本計画である。「分かりやすく」というより、これに沿って実施するという約束のようなものであるから、文言が内容にふさわしくないと感じる。

10年前の計画において、この文章に相当する部分には「策定のねらい」という言

葉を使っている。読み上げると、「本計画策定のねらいは、本市における循環型社会の形成を目指して、本市にふさわしい統一したごみ処理システムを示すとともに、これを構築していくために必要となる施策を明らかにしていくことにあります。」とある。つまり、市がこういうことを行うという施策を明らかにし、その次に市民や事業者にこういうような協力を是非、お願いしますという内容になっている。これは、あくまで参加型であるにしても参加協力型である。一方、今回は、取組みを中心としている、こういうことに取り組みなさい、という文章になっている。

これに近い内容として、25ページ「第2節 基本理念と基本方針」にも、同様の印象を受ける文言が並んでいる。これは少し趣旨に反するような気がするので、文章の内容がこのままでいいか検討していただきたい。

読まれた皆さんはいかがか。

さらに細かいことを言うと、前回の10年計画に基づき、周南市はこういうことを実施したということが書かれているが、ここに、これまで市民や事業者の協力を得て、ここまでのことが達成できたという一文も欲しい。ごみの排出方法を変更したり、地域によっては、これまでとシステムを変え、それに従う形で排出されていたりするわけなので、その協力に対する感謝の意味も含めて記載した上で、今後、市が行う施策の基本はこの計画であるという点をはっきりさせた方がいいと私は思う。

もう一点、周南市の地域特性について。こういうふう書きなさいという指針があるから書いている、書かざるを得ないから書いているのではないかと思われる文章になっている。本来、この部分は後の方に活かされないといけない部分である。つまり、周南市はこういう特性があるので、こういう処理対策を取るというように、例えば、沿岸部に人口が集中しており山間部は人口が少ないので、収集体制を組むのが難しいというように、そういったことがはっきり分かるような記載が必要なのではないか。

また、今後の人口構成について、高齢者が非常に増える。また、障害を持った方が増えるわけであり、そういう方々に対する措置を講じるためにも、人口構成が変化するという分析は非常に重要な視点になる。さらに細かく分析し直した方が良いということではないが、そういったことが後で生きてくるような内容にしてほしい。どちらかと言うと、形式的に載せているという程度になっているというのが、文章を読んだ時の感想である。

財政状況も、先程、ご質問があった通り、後に影響があるのであれば、市の財政状況はこういう状況であるという点をはっきりさせる必要がある。特に、実質公債費比率については、周南市はともかく、財政状況が非常に厳しい自治体であれば、ここをしっかりと書いておかないと、対策も立てられないということになる。

そういった面でも、この部分が後半の施策に活かされる内容であって欲しいと思う。今すぐに回答ということではないので、検討願いたい。他にはいかがか。

(委員)

実質公債費比率について、8.8%となっている。ところが、今年3月の予算を組んだ際は10%になっていた。行財政改革推進審議会の方でも質問させていただいたが、今、下松市が0.7%、光市が9.9%、そして周南市が10%という状況。この状況で行くと、新庁舎建設や徳山駅の周辺整備を考えると相当上がるのではないかなと思うがいかがか。



(事務局)

財政面は詳しくないが、交付税措置で返還されるものも入ってこようかと思う。今、言われた市庁舎、徳山駅については、合併特例債の公債を使う形で経費をはじいている。

(環境生活部長)

予算の際は多めに算定するので、決算ベースで言えば確かに8.8%である。昨日、市議会が終了した後、行財政に関する全員協議会が開催された。その際の財政部長の説明では、将来的な目標として、5年先、10年先も11%を上限にしたい、600億円の予算の中でそのような財政運営をしていきたいということであった。現在の周南市の状況であれば、11%が一つの目安であるのかなと考えている。

確かに、箱物を作らなければ、というか投資をしなければ実質公債費比率は減っていく。下松市が少ないのは、箱物、社会基盤が更新されていないから。これは、市役所、駅ビル等だけではなく、生活の基盤、道路、水道、下水道等全てを含んでのことである。

(委員)

ただ、周南市は10年後には人口が138,000人位になると予想されている。そうすると、税収が少なくなってくるのではないか。

(環境生活部長)

その点についても、回答していた。消滅自治体が発生するという話があり、幸いにも周南市はそれには入っていなかったが、人口は13万人台まで減少すると推計している。ただ、高齢化と言われているが、周南市の場合は、高齢人口は今後10年ではそれほど増加しない。よって、高齢者への手当も必要であるが、それ以上に子ども世代への手当を充実していきたいと市長も申ししていた。

13万人台まで減って欲しくはないが、ある程度時間が経てば、現実としてそういうことになるのかなと予想している。

(会長)

他にはいかがか。ここまで第1章、第2章について議論をしていただいた。議論の内容については、検討していただくということにしたい。

では、次に第3章と第4章、基本計画のメイン、骨子となる部分について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

●第3章第1節「ごみ処理の現状と課題」については、これまでの審議会でも報告済の内容であるため、簡単に説明。

●第2節「基本理念と基本方針」については、記載内容を説明。その上で、本計画の副題である「もやいでつくる循環型社会のまち・周南」の中の「もやい」という言葉について、本計画にふさわしいか否かについて協議いただきたい旨、事務局よ

り提案。

●第3節「数値目標」については、本計画の中心となる部分であるため、削減対象とすごみの内容、目標設定のための根拠及び目標達成のための方策等について詳しく説明。

●第4節「計画の体系」から第8節「施策の柱Ⅳ」については、施策ごとの内容を説明。

●第9節「ごみ処理計画（適正処理の推進体制）」及び第4章「計画の進行管理」については簡単に説明。

（会長）

では、内容の審議に入りたい。どの部分からでも結構であるが、できれば計画の前半部分から後半部分へという形で進めたいと思う。

（副会長）

25ページ「基本理念」の部分でお伺いしたい。

木村市長が当選されて1年目だったと思うが、前回の「まちづくり総合計画」の改定版（後期計画）が出たと思う。その際、大きく「もやい」の言葉が出ていたと記憶している。それが、次期「まちづくり総合計画」では、「もやい」という言葉が出てこない。私も総合計画の委員なので審議の際に聞けばよかったのだが、ごみ処理基本計画の上位計画にあたる「まちづくり総合計画」で「もやい」を使っていないのはどうしてなのか。

（環境生活部長）

正直言って、私も分からない。私どもの部の中でも、「もやいで進めるきれいなまちづくり推進事業」という事業を進めていたが、次期「まちづくり総合計画」の骨子案では「もやい」という言葉が消えていた。確認したが、「もやい」もいいが、それはちょっと置いといて、という感じであり、根本には確かにあるが表現上は消えていた。市長はよく「自助・共助・公助」と言われるが、「自助・共助・公助」という表現で「もやい」という意味合いを表しているのであろうと思われる。次期「まちづくり総合計画」では「新しい公共」という言葉が出ている。今後はこの言葉に移行していくのであろうと考えている。

申し訳ないが、なぜ「もやい」という言葉が消えたのか分からないというのが結論である。

（副会長）

せっかく良い文言を付けていたのに次期「まちづくり総合計画」にそれが出てこないというのはどういうことなのか、少し思ったもので。この計画では「もやい」という言葉を使っているが、それが良いのかどうなのか私もよくわからないので、その辺りはどう考えるか。

（環境生活部長）

個人的には、「もやい」という言葉は、非常に耳触りが良く、分かりやすい言葉だと

思っている。

ただ、次期「まちづくり総合計画」においては、基本的に使わないという方針だということである。

(事務局)

「もやい」という言葉について、「まちづくり総合計画」の担当課である政策企画課に確認したところ、使っても構わないという回答であった。部長が回答したように、非常に耳触りの良い、また非常に意味のある言葉だと思っているので、今のところ「もやい」という言葉を残している。そこで、本日、ご審議いただきたいということをお願いしている。

(会長)

私自身も、「もやい」という言葉自体は知っているものの、「もやい」という言葉がイメージとしてどういう範囲を示すものかよく分からない。学問的な定義がどれだけされているかは知らないが、先程、部長が言われた「自助・共助・公助」という意味を全て含んでいるイメージで捉えるべきかどうか。

私には、「共助」のイメージはあるが、「自助」や「公助」は含まれていないようなイメージがある。「もやい」という言葉に、どれだけの市民の皆さんが「自助・共助・公助」全てを含んでいるようなイメージを抱いていただけるかが問題ではないかと思う。

(委員)

市長は、公共の「もやい」もあるけれども、船を係留する結びも「もやい」であるとの言われ方をしており、はっきりしなかったと思う。我々は「もやおうやあ」と言うことはあるが、みんなの中に「もやい」という言葉は、あまり浸透していないというか、普段使う言葉ではないような気がする。

個々の場では使うけれども、市としての全体の間では死語になってきそうなので、使わない方向で、ということがあるのではないか。

(委員)

私は、鹿野婦人会の会長をしているが、「もやい」について話題になった時に、ある婦人が「会長さん、それは「おもやい」のことですか」と「お」を付けて聞かれたことがある。「おもやい」という言い方が浸透している年代の方々、物が無かった戦前・戦中・戦後を生きて来られたの方々にとっては、身に付いている非常に大切な言葉であると感じた。25ページにちゃんと「もやい」の定義が書かれている。これは大切にしたい言葉だなと思う。

(会長)

「もやい」には、今おっしゃられたような使い方があるということである。

問題は、ごみ処理計画に関して「もやい」という言葉を使うことがどうかということ。ごみ処理は、基本的に市の施策として行わなければいけないことである。「もやいで」やりなさいよということになると、我々はメインでないからそちらでやってくだ

さいよというイメージになるのかならないのか。そういうイメージで取る方がいると少しイメージとしては良くない感じがする。若い方も含めて、市民の皆さんがどのように捉えるかであろう。

(委員)

恐らく最年少なので発言させていただくが、私は元々、山口県の人間でないということもあって、「もやい」という言葉を初めて聞いた。注釈が書いてあるのでこれを読めばわかるものの、確かに耳触りは良いが、若い世代には伝わらないのかな、あまり固執するものでもないかなという気がする。

目標とする姿として「もやいでつくる循環型社会のまち・周南 ～みんなで作ろうきれいな環境～」となっている。この文言からすると、「もやいでつくる」というのは「みんなで作る」ということになり、説明が重複している気がする。

また、きれいな環境と循環型社会というのは、全く別の概念だと思う。サブタイトルとして、こういうものを書かれるのは良いと思うが、内容として「みんなで作ろう」ということを重複して言っているのであれば、どちらかを削っても良いのかなという気がする。

(委員)

感覚として「もやい」というと船関係を連想する。ロープの繋ぎというイメージである。日本語は非常に曖昧であり、その曖昧さが良い所もあるし悪い所もある。「もやい」よりも「協働」の方が、100人のうち、99人が分かると思う。「もやい」と言われても30%か40%しかわからないのではないか。漢字より平仮名の方が感覚的にやさしいということは当然あるが、この言葉の発信元はどこなのか、市長なのか。

(事務局)

この「もやい」という言葉を引用したのは、前回の「まちづくり総合計画」の後期計画からである。我々としても、市民・事業者・行政の協働は大きなテーマであろうし、また、周南市のごみ処理施設について言えば、リサイクルプラザもでき、大体整備が完了した状況である。今後はこれを、いかにごみの減量化に繋げて行くか。そのためには行政だけではなくて、市民・事業者と協働してやっていくことが必要であろうということで、協働という意味合いも含めて「もやい」という言葉を使っている。この周南地域においては、「もやい」という言葉は使われる。私も最近使っていないが、割と耳触りも良いし、「まちづくり総合計画」にも掲げられていたということで、この言葉を採用した経緯がある。

(委員)

「もやい」という言葉が良いかどうかの前に私が感じるのは、この言葉が今回の市の方針にぴったりだということ。前回の審議会で過去5年、10年間の目標が達成できたかどうかの話があった際にも言ったと思うが、この計画を読んで感じたのは、生ごみの減量ができていないというとき、市は減量について市民に丸投げだということである。市として何をすべきかではなく、我々市民がすべきことがいっぱい書いてある。でもその前に、市が自分たちはこういうことをします、例えば水を切るのであれ

ば、こういうものを提供しますではなくて、こんなものがありますよというアイデアを出すべきではないか。この計画は市民みんなに配るものなのか。はっきり言って、趣旨がわからない。市としての方針というよりも、市が我々市民にこういうことをしてくださいということが非常に多いように感じる。主婦からすれば、生ごみの水を切ってもらいますとか、全体的に我々に求めているものが多いのではないかと感じる。処理計画というのであれば、市がどうします、こうしますということを伝えるように書いてほしい。ひょっとしたら、今の「もやい」という言葉が市の姿勢ではないのかと思う。非常にきつく申し上げるが、この言葉が自分の中ではそぐわない。みんなで、ということもよくわかるが、表面的なことがいっぱい書いてあるような気がする。会長が言われた周南市の状況、これは他のものを読んでもわかる。しかし、それがどうごみ処理と関係するのかというところが分からない。だから、「もやい」という言葉に抵抗感がある。市長が「もやいミーティング」と言っていたが、何が「もやいミーティング」なのかという疑問も持っていたので、「もやい」という言葉が漠然としていてよくわからない。

(委員)

行政と市民とが協働していかないと、この処理基本計画をせっかく作っても言葉だけになってしまうので、市民と協働でつくる循環型社会のまちというところでの協働。先程、行政の側面について、そういった発言になってしまわれたけれども、実際にはこれだけの書類を作るにあたって担当課はご苦労されている。また、ごみアプリなどはすごいと、県内の他市の人から言われたことがある。実際、その努力をしても市民がやらなければ意味がないので、そういう点では、「もやい」という言葉で市が市民に伝えたかった部分、協働でつくるという部分が強調されたら良いのではと思う。

また、若い意見はやはり大切であると思う。私は1960年代生まれの豊かな世代だが、鹿野に住んでいればわかることは、それ以前の世代の方は、土に還るものは土に還すという生活をしている。だから、ごみが少ないと言っても特別お金をかけているわけでも何でもなし。それが時代的に難しくなっている。これだけまちに若い世代が住んで、また、例えば、私の長女の時には布おむつを洗っていたが、現在は紙おむつが主流になっている。どんどん若い世代の中でごみの割合が大きくなっている。そこを先人にも学びながら、知恵を出しながら何とかしていかないといけないと感じている。

(会長)

基本計画の本来の趣旨についても、ご意見があったと思う。問題は、基本計画を立てるにあたって、市が何をするのか、それに対して事業者や市民はどういう対応を取れるのか。そこが「もやい」と言えば「もやい」なのかもしれないが、どういうことを協働でお願いしたいか。排出は市民や事業者であり、それを市が税金を中心とした市費を使って処理するわけであるから、そういう意味では、市が計画する内容は当然、市全体、市民の生活環境をより良くするという約束事となる。環境を維持するために、是非、こういう状況なのでこういうご協力をお願いしますというような内容に全体の趣旨がなっているかどうかが一番のポイントである。色々ご意見はあろうかと思うが、一番の中心はそこだと思う。

市民が税金を出して、市は市民の最大の効果のためにそのお金を使う。しかし、市が全てサービスすることもできないので、その際はどのような形で協力してもらおうとより良いサービスを提供できるのかという点が基本計画の核心となっているかどうかが一番のポイントであると思う。

基本方針と基本理念の部分も、やや市民に対してこういう役割を演じなさいという、少し言い方はきついかもしれないが、押し付けがましい文言になっていると感じる。そういう意味で考えると、この「もやい」は、市はこれだけしかやらないので、あとは共助でやりなさい、それが「もやい」ですというイメージに取られかねないところが少しあるのではないかと。勿論、実際にごみ処理に当たられている方がそういうイメージを持っているというわけではない。当然、一生懸命やっておられるのはわかるが、せっかくのそういう努力が全体の構成の中に活かされずに、イメージとして逆のイメージとして捉えられてしまうのは残念である。

また、基本方針で、「Ⅰ.環境教育と啓発の推進、Ⅱ.3Rのさらなる推進、Ⅲ.効率的ごみ処理システムの確立」という順番になっているが、どういう理由でこの順番になったのか。3Rがむしろメインであってそれを推進するための環境教育や啓発ではないのかという気がする。個人の意見として言わせていただいた。

(委員)

私も高専の教員で公務員なので、事務局のご苦勞はよくわかる。勿論、一市民であるので、委員の言われることも良く分かる。

やはり、方法と言うか、こういうものを提示する際に大事かなと思うのは、例えば給食センターみたいな所で、これだけ頑張っただけ水切りを実践しました、そうするとこれだけ効果があるんですよ、だから皆さんもご協力いただけませんかという言い方をすれば、言いかたは悪いが押し付けがましくはないのかなと。まずは自らの勞を惜しまずにやってみて、その効果を表す方がよいと思う。

この資料を見ていると、どこそこの市、どこそこの県でこういう効果が得られました、だから、皆さん是非やりましょうとなっているが、そうではなくて、こういう効果があるということを、まず我々の組織でやってみました、すると効果が得られたので皆さんも是非やってみてくださいという論調にしたいだけとすごく良いと思う。実際には、恐らく時間的に厳しい気がするので、市の組織として最低限できることをやっていただく姿勢を少し盛り込んでいただけると良いと思う。

例えば、クールビズやウォームビズは役所発信でやったわけで、我々は空調温度をここまでにして我慢してやっていますというところを市民が見ると、我々市民もやらなければいけないなという気持ちになる。

(委員)

市では、段ボールコンポストに関してかなり熱心に取り組んでいて、私達も影響を受けた。鹿野に住んでいれば、コンポストに入れて土に還すのは効率的だと実感するし、徳山の団地に住んでいれば段ボールもいいのかなと思った。これも実際、すごい努力をされていたなと感じる。やってみると虫が湧いたりいろんなことがあったりして市民は挫折していく。市は、かなり、やれるところはやってらっしゃるのではないかなと思うが。

(事務局)

色々なご意見を頂き、ありがとうございます。確かに、会長が言われるように、私が読んでいても押し付けがましいと思うところはある。

今回の内容については、市として処理施設は整備をし終わった。今後10年間は、市民・事業者の皆さんにお願い・啓発をしながら、ごみ量削減について検討していく段階であるという内容だと私は思っている。その結果、こういう書き方になってしまったところもある。先程から、市がこうしますから、という文言が足りないというご指摘、市が押し付けているような表現、これやって、これやって、というような文言については、再度確認し、押し付けがましい表記は直していきたい。

また、基本方針の柱の順番も、事務局で再度確認し、検討させていただきたい。

(委員)

27ページ、後期計画の目標値に対して、実績値が非常に乖離している。この差は何なのか。目標が間違っていたのか、実績、実際の出来が悪かったのか。

(事務局)

これまでの審議会でも説明はしているが、家庭系の燃やせるごみについて、目標値345g/人・日に対して実績値467g/人・日という結果で、かけ離れている。

一つは、目標が高過ぎた点はある。前回の計画の時、平成22年度に新たな分別をスタートさせるのに合わせて、家庭系の燃やせるごみについても減らしていけるという計画を持っていた。削減目標の中に、古紙・衣類についての措置が盛り込まれていなかった。実際のところ、古紙・衣類はもともと分別されており、古紙・衣類が重複した形で削減目標に計上されていたという部分があるかと思う。そのため、過度な目標になっていたのは事実である。

その一方で、資源物の排出量はかなり実績が低くなっている。計画当時、燃やせないごみについては全て埋立していたが、その中に過度に他のごみも混ざっていると推定したのではないかと思われる。燃やせないごみの中に資源に回るものがかなりあると想定していたが、実際には想定よりも少なかったのではないかと思われる。

(委員)

少し脱線するが、この計画策定にあたって、女性はどのように関与しているのか。男性だけで作ったものなのか。最近、盛んに女性の活躍と言われているが、女性の声が入っているのか。

(事務局)

リサイクル推進課のうちペガサス1階にいる計画担当とリサイクル担当の中で、リサイクル担当に女性職員が一人いる。ただ、この計画については、計画担当が主に進めている。

(委員)

体制はわかったが、女性の声反映されているかどうかをお伺いしたい。

(事務局)

反映されているとは言い難い。課の中でのディスカッションはしているが、男性がほとんど計画を作っている。

(会長)

今のご質問に対してはいかがか。

(委員)

大変良い質問をいただいた。確かに、女性は生ごみの水がどのくらい出るかということを実感している。女性から見ると、生ごみは燃やせるごみというより、すごい資源である。それが燃やせるごみとして排出されているというのは悲しいことである。女性が入っていれば、生ごみの資源化が進めばどうなるんだろうという感覚が生まれてくる。

(委員)

資源化という点では、RDFの製造を中止し、恋路で焼却することになるのも勿体ない。

(委員)

ごみはやはり個人、一人一人が考えてきちんとすれば効果は大きいと思う。私は活動の中で、食べ物丸ごと食べましょう、皮もなるべく綺麗に洗って使いましょうといったことに取り組んでいる。若い人と料理教室を開催した際に、かぶの葉っぱが直にごみ箱に捨ててあった。それを取り出して、その場でさっと炊いて佃煮のようにして提供した。食べたら美味しいし栄養もあるということで、若い人達には勉強になったと思っている。

基本的なことを守って実行すればごみは確実に減ると思う。小さい頃からのしっかりした教育・啓発、ごみに対する意識、分別の徹底の必要等、専門的なことではなく、色んな場面で自分達ができることを実践し、広めていくことが必要であると思う。

(会長)

今のご意見は、基本計画の環境教育と啓発の推進とあるが、それだけでは足りないということか。それとも、何か具体的な文言を追加する必要があるということか。

(委員)

燃やせるごみが減っていないということであるが、あるところで、ごみの一人あたりの処理経費、金額を目にしたことがある。それを見た時にハッと思った。何かインパクトがあれば、自分も行動を起こそうとするのではないか。

(会長)

例えば、自分が使わないままごみとして排出した量を金額に換算すれば、どのくらい無駄な金額を使ったかが分かる家計簿のようなものか。



(委員)

それもあるかもしれないが、実際、ごみについては市でも相当の金額を処理のために使っている。それを割り出した数字であったと思うが、それを見て莫大な税金を使っている点を再認識した。何が良い方法なのかはわからないが、市民に何かを思わせることが重要だと思う。

(会長)

その点については、以前の計画の際にもどのくらい市がごみ処理にお金を使っているかの計算を出すようにとのご意見があった。ただ、当時は、国が計算する基準を決めていないので計算できないという回答であったと記憶している。その後、こういう方式で計算しなさいという方針が国から示されたため、ある程度は計算できるようになったのではないかと思うがいかがか。

(事務局)

ごみ処理費用については、毎年、広報で公表している。平成25年度分は既に公表しており、一トンあたり及び一人あたりの経費を掲載している。毎年変動はしているが、周南市は県内他市に比べて高い傾向にある。

(委員)

私が目にしたのは、よその市の分別表に記載してあったものであった。

ところで、会長も言われていたが、マスコミでも報道しているように、今後は高齢者や障害者が徐々に増え、ごみステーションに持っていけず、家の中がごみ屋敷になるケース等も問題となってくるのではないか。

他市の例では、玄関前まで収集車が来るところもある。出す側も、自分の玄関前であれば緊張してごみを出すことになる。そのような事例は、どういう形でやっているのか、委託なのかどうかはわからないが、一方で、単身者の場合、時間までに出せない等、色々な状況もある。これから、そういった方の面倒を個人的に見るのは大変で、コミュニティにも限界があり、その辺りがどうなのか気になっている。

(事務局)

高齢者、障害者のごみ出しが段々大変になってきていることは感じている。76ページの施策においても、その点に関しては調査していくと記載している。

現状に関しては、福祉制度の中で、社会福祉協議会などがごみ出し支援を行っている。お金が確か1回500円くらいは必要だったかと思うが、今のところはそういう支援メニューの充実である程度の対応はできると考えている。しかし、10年後、超高齢社会になっていくということから考えると、それで持つのかといったところもあり、今後、調査・検討していきたいと考えている。

また、戸別収集を導入している自治体はかなりある。戸別収集の大きなメリットは、自分の家の前に出すので、よそからのごみが混ざらない。そのため、かなりごみの減量に繋がるということである。ただ、他の自治体の例からすると、完全に無料で行っている自治体もあるが、ごみの有料化とセットで導入されている自治体が多い。やは

り戸別収集となると、収集体制の大幅な見直しが必要になる。現在、周南市では85%が委託契約、15%程度が市の直営となっている。試算はしていないが、収集車の小型化が必要になり、処理施設までの燃料代、収集にあたる人員も増加する。そういった経費、費用対効果についても考えないといけない。その点を含めて、将来的には考えなければならない時が来るという点は認識している。ただ、現時点で、ここ10年の間に戸別収集に移行するかどうかについては、個人的には時期尚早だと思っている。

今は、ステーション方式でやっており、ごみ出しの支援は社協の方で少しやっているが、地域の方々のコミュニケーションの中、コミュニティの中で協力しながらやっていただいている状況である。市が動いてこれを壊してしまう恐れもあるので、その点は慎重に考えていく必要があると考えている。

(会長)

話は戻るが、27ページのグラフ、家庭系と事業系の両方を足した場合には目標を達成しているが、家庭系燃やせるごみと家庭系資源物はいずれも目標とかなり違っているということについて。本文では細かいことまで書けないが、委員のみなさんも、これでなぜ目標達成と言えるのかという疑問を持っている。その理由として何か注釈などが必要ではないか。これは28ページの事業系燃やせるごみと事業系燃やせないごみの場合も同様である。

(事務局)

実績との乖離の原因ということか。

(会長)

そのとおり。なぜ、実績と計画が乖離しているかについて、一言では難しいかもしれないが、それが記載されていないと、これを読んだ人がなぜ目標達成と言えるのか、と思ってしまうのではないか。

(委員)

前回の審議会で、「古紙・布類」が「古紙・衣類」に変わり、それまで資源物として出されていた布類が、衣類以外は全て燃やせるごみに入ったということを言われた。予想ほど、古紙・衣類の資源化ができなかったということは、そこが一つ理由になるのかなと思う。

それから、市にお願いしたい点はいくつかある。

教育と同時に情報発信をしていただきたい。関東に住んでいる時、鎌倉市ではリサイクルセンターで処理をして、それを花壇の堆肥として市民に無料で配っていた。また、燃やせるごみの中には、封筒などの紙が多く排出されている。どこかの自治体はそれらの封筒を集めてリサイクルしている。現在の周南市の分別ではサイズを合わせることが難しいので無理である。その点も何かの方法があれば、情報を出して欲しい。いつかの朝日新聞の中に、周南市では処理困難物として分別している茶碗等の陶器のかけらをリサイクルしているところがあるという記事が出ていた。ある団体にそれを送ると、砕いて土に変えてそれで食器を作る、そうするともっと強度の強い食器がで

きるというものであった。こういった情報を、もっと市で集めて市民に情報として発信して欲しい。そうすることで、中にはやってみようという団体が出るのではないかなと思う。

(委員)

情報発信については、行政力とは市民力であると思っている。情報の発信元は、恐らく市民だと思う。だから、市民の情報発信をちゃんと受け止めること、そこでは女性の意見を受け止めることも重要な点だと思うが、例えば情報ボックスのようなものを設置する。そういったもので協働でつくる循環型社会を、というのは女性の中ではイメージができてくるが、どうであろうか。

(会長)

ただ単に、市の側から協働してくれというのではなく、市民の側から出た意見を十分吸い上げた上での協働という考え方も入れてほしいというご意見である。

(事務局)

確かに情報発信は大事だと思っている。市としては、市の現状等について、広報やホームページなど色々な機会を通じて市民の皆さんに情報提供することは心がけているつもりである。

先ほど言われていた地域での話であるとかそういったものについても、やはり良いものは市民の皆さんに広く知っていただく必要はあると思っているので、その部分は今後、より一層心がけていきたい。

それから、情報ボックスですか。

(委員)

恐らく、リサイクル推進課に市民の皆さんからごみに関する問い合わせが多く寄せられた結果が「ごみの分別アプリ」というものになったのであろうと思う。市としてはものすごい工夫をしてやっておられる。それと並行して、台所仕事をしている人達の声というか、そういう方々の声を積極的に聞いていく、ヒヤリングしていくというようなこと。ごみアプリは市民からの問い合わせから生まれたものであろうから、同じような形で意見を聞く機会を持つ等へのお考えはいかがか。

(事務局)

市民からの問い合わせについては、質問の多いものはQ&Aという形で取りまとめてホームページ等で情報発信を行っている。それは今後も継続していくつもりである。

ヒヤリングについては確かに大事であると思うが、どういう形でやるか、やれるのか、今イメージがわからないので検討させていただきたい。

(委員)

少し論点が変わるが、22ページのグラフで、美祢市はリサイクル率が97.2%である。この理由は何か知りたい。

(事務局)

美祢市はごみの燃料化施設を持っている。燃やせるごみが全て固形燃料にされて宇部興産へ行っている。燃やせないごみについても、宇部興産を利用されてのリサイクルをされている。

(委員)

美祢市は燃やせるごみは全てRDF化されている。周南市の場合は、フェニックスも恋路もあるということで違うということか。

次に、60ページ「インセンティブによる3R推進」とあるが、個人的には、インセンティブと聞くとどちらかと言うとメリット、プラスの側面と捉えてしまうが、ごみ処理有料化となると、市民から見れば金額が上がるということで、むしろデメリットではないか。動機付けと言われてしまえばそうなるが、一般的にインセンティブと言うとプラス側面だというように感じるがいかがか。

(事務局)

今言われたように、インセンティブという言葉はプラスの側面が大きいように思われる。ごみ処理費用の削減がプラスだと、そういう意味でのインセンティブとお考えいただきたい。

(委員)

65ページの焼却灰の再資源化の部分で、恋路クリーンセンターの焼却灰は埋立処分を行っているものが一部あるとのことだが、これは性状的に徳山エコテックに行かないものもあるということなのか。

(事務局)

恋路クリーンセンターの焼却灰のうち、飛灰は全て徳山エコテックに行っている。主灰については、焼却すると金属の残渣が出てくる。それが多い場合はエコテックも受け入れが難しいので、現在は主灰の約3割程度がエコテックに行っている状況である。

(委員)

73ページ「一般廃棄物処理業許可方針」について。処理業には収集運搬と処分があるが、これは両方ということか。

(事務局)

両方である。

(委員)

と言うことは、新規参入を拒むということか。

(事務局)

一般廃棄物の処理については、廃掃法の中で、市の責務としてやりなさいということになっている。基本的には、市が責任をもって処理できる体制を作りなさいということであり、許可に関しては、一般廃棄物が現状で処理できないような状況となれば新たな許可業者なりを入れていく必要があるが、現状ではきちんと処理ができていますので、これ以上、許可業者を増やす予定はないということをご明記している。一般廃棄物の処理に関しては、今年1月に最高裁の判例が出ている。判例では、ごみ処理は経済性よりも適正な処理に重点を置いて実施しなければならないとされている。ある意味、処理業者が過多にならないようにという内容の判例になっている。

(委員)

今、決められた数の許可業者しかいない。仮の話であるが、新たにもっと競争力をもった優良な民間事業者が現れても、今は加わることを拒んでいる状態である。それが行き過ぎると、本当は市の経費がもっと削減できるのに、できなくなるということにはならないのか。

(事務局)

先程も述べたように、廃掃法では、廃棄物の処理にあたり経済的な原理よりも適正処理に重点が置かれている。過度の競争により、処理業者が倒産等すれば、適正処理ができなくなったときに困るのではないかとといった点に重点が置かれているということである。そういった内容が今年1月の最高裁の判例にも出ている。また、今年10月の環境省の部長通達でも、まず基本的に一般廃棄物の適正処理は市の責務であるということ。その上で、通常、市の業務委託は入札などにより経済性を確保して行うものであるが、廃棄物の処理に関してはある意味入札がそぐわないということが示されているところである。

(委員)

76ページ「高齢者・障害者等へのごみ出し支援」について、漢字で障害者と書いてある。恐らく今の世の中は、「害」はひらがなで表記する流れなのではないか。

(事務局)

表記については障害者支援課に確認する。

(委員)

何点か質問したい。まず、27ページ以降、今後10年間のごみの削減目標が記載されているが、読んでいてわからないのは、ごみを最終的にどこまで減らすつもりで計画を立てているのかということ。ある種、場当たりの言うか、10年のスパンでは考えているが、もっと長いスパンで考えた時にごみをここまで減らせるんだという目標があっても良いのではないかと思う。長いスパンの目標があった上で、ここ10年ではここまで減らしますというべきではないのか。

(事務局)

最終的にどこまでというのは難しいと思う。この度は、燃やせるごみの削減に重点

を置いて削減目標を立てている。燃やせるごみの組成調査を実施した中で、資源になるものが混ざっており、これがきちんと分別できればもっと削減が可能になる。また、生ごみであれば、水切りの徹底等で乾燥させれば減量になる。そういったことを100%徹底した場合の想定はできる。その想定は、この表を見ていただければわかるのではないかと思う。

実際は、例えば新聞紙の場合は発行部数が減っているので100%は難しい、また、ぞつ紙類についてはストックが難しいといったことを考慮して設定しているところである。

将来的にどうなるかということはなかなか難しい。今後、今の時点では想定していないものが出てくる可能性もある。

(委員)

ビジョンと言うか、周南市は最終的にこうありたいというものがあればより良くなるのかなという気がした。盛り込めないのであればそれは構わない。

33ページに古紙・衣類の分別促進目標量の表がある。現状があったり目標量があったりと色んな数字がある。この表は大事な表だと思うが、その割にはサイズも小さくて、じっくり見比べないとよくわからない。これは、35ページにあるようなもっと分かりやすい表にした方がいいのではないかと思った。

また、先程も話があったが、インセンティブとしての有料化について、解釈により変わってくるかもしれないが、私は既に有料化されていると思っている。現在、ゴミ袋を買わないとゴミを捨てられない状態であり、捨てる量に応じてゴミ袋を買っているので、その分が有料化されているというのが私の理解である。そして、その価格をどう設定するのかというところがインセンティブであると、まあインセンティブという言葉がいいかどうかは別にして、そのように思っていたので、有料化という文言に少し違和感がある。現状、ゴミ袋代のうち、ゴミ袋を納入している業者にどれ位の割合の利益が流れていって、どれ位の割合がゴミ処理経費に充てられているのかについての記述があれば、今はこれだけしか充てられていないので当然足りないという話になると思うし、ひょっとしたら業者が儲け過ぎているという話になるかもしれない。

ちょっと、有料化という文言についてもんでいただければと思う。

(会長)

有料化については、10年前に有料化検討部会が設けられて、基本計画に盛り込む必要があるかを検討した経緯がある。その際も同じような議論になった。

やはりすでに有料化しているという人がおり、市当局としては有料化ではないという回答で、それに納得される人と、納得されない人があった。

恐らく、市としては以前と同じ見解であろうと思うが、いかがか。議論が分かれるのは間違いないところである。

(事務局)

結論としては、周南市はごみの有料化はしていない。確かにゴミ袋は指定袋になっているが、ゴミ袋代はあくまでゴミ袋の製作・保管・配送のために必要な費用であり、それ以上のものは取っていないという形である。

ただ、実際のところ、当初、ごみ袋の単価を設定した時点では、ごみ袋代による収入と製作費、保管費、配送費の合計はイコールだったが、業者は入札により決定するため、入札価格が下がったりすることはある。リサイクル推進課の予算は約20億円で、ごみ袋代による収入は約1億円。入札減によってごみ袋の製作等に充てきれない部分は他のごみ処理経費、20億円の中の他の部分に充てているところである。しかし、現在、円安で材料費が高騰しており、なかなか厳しくなっているのが現実である。入札は地元の業者が参加しているが、実際の製作は日本だと高くなるので中国で行っている。ここが円安により高くなる場所である。今までは、少しでも他の部分に回せていたが、来年度はぎりぎりのところまできている。

(委員)

今の説明では、市にはお金は入ってきていないが業者には利益が出ているということである。つまり、我々のごみ袋代に他者を益するためのお金が入っているわけである。となれば、やはりこれは有料化だと思う。あくまで、袋を製作する業者が製造コストだけでボランティアにやっていたらいいのであれば、それは無料と言っても良いと思うが、そうでないのであれば、私は有料であると思う。

(事務局)

これは考え方の問題であろうと思う。私は違うと思う。ごみ袋の製作者は事業として、利益、継続性を追求して企業経営しているわけであり、当然利益を見込んでいる。

(委員)

その事業に対する利益を我々は払っているのではないか。

(事務局)

それも違うのではないかと思います。

(委員)

違わなくはないと思うし、そうなるのは当然のことだと思う。やはりごみ袋は有償で買っていると思う。

(事務局)

ごみ袋は指定袋であり、10枚100円といった値段で買われているので、そういう意味においては、市民の財布から出されているのは事実である。

(会長)

やはり前回計画の際の審議でもそうだったが、基本にお金を払っているのだから有料だというご意見の方もいる。大勢の方は、市の説明で納得された経緯はある。

それと同時に、ごみ袋を指定袋にしていること自体についての意見もあった。指定袋制ではなく、家で余っている袋を使えるようにした方が良くはないか、そうすればごみの量も少なくなっていくのではないかとということである。この場合、指定袋

ではないから無料で廃棄できる、だから、それに対して指定袋は有料なのだという意見にもつながる。ちょっとここは結論が出しにくい。

(委員)

実は、私自身はごみ有料化に賛成である。受益者負担は当然のことと考えている。先程、鹿野の委員さんから、我々はごみを出さないという話もあった。そういう方々にとっては、わざわざ税金からごみ処理費用を補填する必要はない。ごみを出す人がごみ袋代を払うのが当然であると思う。

(会長)

以前の有料化に関する審議の中で、インセンティブというのはごみ処理費用の全額を負担してくださいという意味ではないという話があった。つまり、ごみ袋を有料化することでごみの排出量を減らす、無駄なものを出せば費用がかかるから、例えば自分のところで処理できる人は自分で処理してもらおうと、そういう意味合いでのインセンティブという言葉なんだという話だった気がする。

(委員)

多分、答えは出ないと思うので、流していただいても構わない。

(会長)

当然、こういった議論がこの度も沢山あったということはちゃんと受けていただき、その上で、最終的にこういう形にしました、という形にしたいと思う。

(事務局)

ごみの有料化について、有料化している自治体ではどういう形で行っているかであるが、ごみ袋の製作費等にプラスして行っている。ごみの有料化は手数料の扱いになるので、当然、条例化した上で、市民の方に負担していただくこととなる。他市の場合、製作費等にプラスアルファする部分を手数料としているところと、全体をまとめて手数料としているところがあり、自治体によってまちまちである。

(委員)

もし有料化するのであれば、市の方針として、今までごみ処理に使っていた経費をどこに使うのかはオープンにして欲しい。リサイクル推進課だけの問題ではないので難しいかもしれないが。

(事務局)

有料化した場合は、そのお金をどこに持っていくかは当然オープンにしないとけない。

(委員)

有料化したお金をごみ処理経費に使う。それはそれとして、それまでごみ処理に使っていたお金がどこに回るのかをオープンにして欲しいという意味である。



(事務局)

それはなかなか難しい。

(会長)

最終的に、市の税金の一部を減らすということになると、その税金分がどこに回るかということは、市の政策の根本に関わってくる問題である。ただ、それをここで書くのは難しいと思う。逆にいえば、市として、ごみは最重要なので市費の負担でやりたいという方針であればそれはそれで良いわけである。

(環境生活部長)

今、1億円程度を実費として負担していただいている。仮に、プラス1億円いただいたと。処理費20億円のうち、1億円をごみ袋の経費に充て、1億円が余りましたと。その1億円をどこに持っていくかは市長の判断になる。子供さんにもっていくのか高齢者にもっていくのか、そこで市長のリーダーシップが出てくるものと思っている。

(委員)

この計画が市からの一方的なものになっているのではないかという話があった。そのことに関して、分別してくださいというお願いに対して、こういうことをしたらこういう良いことがあるということがなかなか見えてこないということがある。

基本的に、分別ができていないのは面倒くさいだからだと思う。施策の柱に「効率的ごみ処理システムの確立」とあるが、その面倒くさい部分について、効率的な分別方法を検討することが大切なのではないか。例えば、雑誌等はひもで縛って出さなければならないとなっているが、他市では紙袋に入れて出していいところもある。そういったことを組み込むことで、一方的にこうしてくれというのではなく、こうすればもっと楽に分別ができますという部分を表現できたら良いのではないかと感じる。

(事務局)

この計画の中に盛り込むのはなかなか難しいが、ごみを出す時の煩わしさについては、市としてもできる限り、出しやすい方法を考えていく必要があると思っている。

現在、来年度に向けて、分別冊子の保存版を新たに作成している最中である。主には、フェニックスの稼働停止に伴い、新南陽・鹿野地区の燃やせるごみの分別が変わるということで、見直しを行っているところである。その中で、ごみの出しやすさということについて、課内でも考えているところである。

ただ、収集業者の立場からすると、異物が入っているかどうかわからない状態になるのは困るということでは言われている。例えば、古紙の収集をひもで縛る形ではなくくるんだ形でいいことにすると、中に異物が入っているかどうかはわからなくなることである。古紙は、そのまま収集業者のところに運んで選別していただいている。業者にとっては異物がわかる形で、なおかつ市民の皆さんにとっては出しやすい形を考える必要がある。

(委員)

今言われたような内容を、計画に追加したらどうか。現在、こういう問題がありこういう検討をしているので、将来的には問題がなくなるように持っていくという事を盛り込んだらいかか。

(事務局)

検討させていただきたい。市民の方に対して一方的に言うばかりでなく、市も汗をかいているところをお見せしなければならないと思っている。

(副会長)

多分、一般市民の方の分別は上手くいっていると思うが、特に街中のアパート、徳山の中心部などのアパートでは分別をせずに、例えば段ボールの中に古い機械を入れたまま出している。それを私たちが全部分別し直しているということがある。こういったところは今後の課題、特に街中の課題ではないかと思う。

他にあればどうぞ。

(委員)

80ページ「収集・運搬の方法」の中で、ごみは「ステーション方式を基本とし、」その設置については市が許可をする、その「管理は市民（自治会等）により行う」とあるが、問題は自治会に入っていない人である。自治会に入っていない人がごみを捨てようと思った場合には、どういった運用になるのか。これを見ると、一市民として市に申請すればごみステーションを設置できるようにも思えるが、そういうことは可能か。

(事務局)

基本的に、ステーションは自治会長さんからの申請によって設置している。自治会以外で、例えば大きなアパートに関しては、不動産会社等が自治会長さんに同意を取った上で申請を出されている。今は、個人の方が設置することは認めていない。

ステーションの設置基準を設けており、確か原則15世帯以上ないと、新たなステーションの設置は認めていない。ただ、例外として、15世帯に満たない集合住宅であっても、自治会から既存のステーションへの合流の同意が得られない場合は、その敷地内に専用のステーションを作ってください、収集する場合もある。

また、自治会に未加入だから自治会が管理するステーションに出してはいけない、と言うことはできないと思っている。しかし、市としては自治会への加入はお願いしているし、加入しない場合でも、ステーションの管理は自治会がしているのだから、ちゃんと自治会と話をして、管理費を払うなり当番の順番に入るなりのことはしていただくようお願いはしている。

(副会長)

自治会連合会としては、市、宅建業者との間で自治会への加入促進についての協定を結ぼうとしている。

当然、私ども自治会長のところに話があれば、自治会への加入をお願いしている。

ごみについては、もちろん会費もいただくようにはなるが、例えばこのステーションを使ってくださいと話したりしている。

そういった形で活動しているので、何とか良い方向に持っていきようにしたいと思っている。

(委員)

アパート等で自治会に入っていないところがある。そういった場合はごみのカレンダーなどの配布はどうしているか。

(事務局)

市民課で住民票の異動などの手続きをされる際に、自治会への加入にかかわらず、ごみカレンダーやごみの分別冊子等を窓口でお渡しするようにしている。

また、アパートの管理会社や不動産管理会社等がまとめて持って帰られる場合もある。

(委員)

自治会に入っていればきちんとできると思うが、入っていない方はどうなっているのかな、と思ったもので。どうもアパートとかは違反シールが貼られて取り残しになっているごみが多いような気がするし。

(事務局)

住民票の異動のときにはお渡ししているし、不動産の管理会社が配っている場合もある。ただ、実際のところ、ごみカレンダーを持っていないケースもあろうかと思う。

(委員)

カレンダーだけでなく、分別の本もきちんと見て出していただきたい。私なんかもあれが闇魔帳で、いつも台所に置いて見ながら出している。

(事務局)

違反ごみが多いステーション等で、自治会長さんやクリーンリーダーさんから連絡があった場合には、そのアパートに出向いて行って、分別冊子やチラシ等を各戸に差し込んでいます。そのような場合には遠慮なく連絡を頂きたい。

(委員)

私の地域では、ワンルームが20戸位あり、仕事で来ている人なのかどうなのかさえ分からない状態である。違反ごみを出した人が自分のごみとわかって持ち帰ってもらえればいいが、ずっとそのまま放置してある。週2回の収集ならばまだいいが、月1回のものだとなかなか大変である。

(会長)

ずっと長くそこに住む人はいいが、1カ月の仕事で来られた流動的な人を管理するのは、地域としても管理会社としても難しい。これも今後の課題になるかと思う。

(委員)

新南陽に新しくできたマンションに住んでいるが、自治会に入っているのが27世帯で、12世帯は入っていない。ごみカレンダーは自治会加入者に配付し、掲示板やステーションに掲示もしているが、違反シールが貼られて残っているごみがある。本当は、自治会に全員加入してほしいところだが、市に相談したら自主的な問題であり強制はできないと言われた。

ちなみに、私は、ペットボトル、牛乳パック、食品トレイ等は購入した店に持参している。

(委員)

転入された方に市のごみの情報を伝えることができているかどうかについてはいかがか。

(事務局)

住民票の異動をされた場合には確実に渡すことができていると思う。しかし、住民票を異動せずに住んでいる場合は、把握できないので渡しようがない。

(会長)

他にはいかがか。まだまだご意見等あるかと思うが、時間の都合もある。一旦、次の議題に移りたいと思う。よろしいか。

(委員)

特になし。

## 議事2 その他について

(会長)

では、次に議事2「その他について」。この素案の取扱いを今後どうするかについて、事務局から説明があると思う。同時に、本来、9月か10月初め頃には審議会を開催する予定だったがかなり延びた事情も含めて、今後のことについて事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

以下のことについて説明。

- 本日配布した「まちづくり総合計画 8-2 循環型社会の実現」は、「まちづくり総合計画審議会 第2部会 環境部会」での審議、議会の「まちづくり総合計画策定に関する特別委員会」での審議及びパブリックコメントを受けて、前回ご提示した案を加筆・修正したものであること。
- 「まちづくり総合計画」に平成31年度の目標数値を記載することになっているため、本日の審議会で承認を得られた場合には、本計画の数値が次期「まちづくり

総合計画」に反映されることを説明。

- 本日の審議会でもいただいた沢山のご意見を元に、会長のご意見を伺いながら事務局で内容の訂正・修正、追加等を行うこと。
- 本来であれば、修正後の素案を改めて提示し、審議いただくべきであるが、スケジュール的に非常に厳しいため、新旧対照表及び修正後の素案を郵送等で配付してご意見をお伺いする形を取らせていただきたいこと。
- 1月23日（金）から2月24日（火）までの期間でパブリックコメントを行う予定であり、これについては市のホームページと広報で広く周知する予定であること。
- パブリックコメントでもいただいた意見に対して、市の考え方の案を作成した上で、3月初旬に5回目の審議会を開催して審議いただき、その後、市の考え方を公表する予定であること。

（会長）

なぜ今回の審議会の開催が遅れたかの理由の説明がなかったがいかがか。

（事務局）

この計画は10年計画であり、ボリュームのある大きな計画である。実際のところ、計画の体裁は一旦、固まりつつあったが、文言の修正、「まちづくり総合計画」に記載する数値との整合性、施策の追加、追加した内容の確認といったところで難航した。

また、今回の計画では、既定計画におけるリサイクルプラザ建設やごみ処理有料化のような大きな目玉がない。今回の重点施策は、燃やせるごみ処理の統合と処理困難物処理の統合という2点である。目玉施策がなく地味な計画に見えてしまい、また、今回は啓発やPRといった市民へのお願い事項が多くなってしまったため、それらをどのように施策に盛り込むかの検討に時間がかかってしまった。

（会長）

以上、遅れてしまった理由の説明及び今後のスケジュールの説明であった。

確認であるが、市のホームページと広報でパブリックコメントの実施について広く周知するということがあったが、これは計画内容を提示した上で広報するのか、それともパブリックコメントを実施するということのみを広報するのかどちらか。

（事務局）

市のホームページ上に、「お知らせ」のページがある。そこに「ごみ処理基本計画のパブリックコメントを実施します」という一文を掲載し、別ページに詳しい内容、実施期間・閲覧場所・意見の提出方法等を明記した上で、「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」のPDFを添付する形になる。

市の広報については、本来であれば、ごみ処理基本計画策定の趣旨・実施期間・閲覧場所・意見の提出方法等を明記するが、広報のページ数の都合もあり、どこまで掲載できるかは現時点では不明である。

（会長）

ホームページ以外での閲覧は、どのような場所で可能なのか。

(事務局)

ホームページ以外では、市役所本庁の市民さろん、各総合支所情報公開窓口、各支所、リサイクル推進課に【素案】を備え付ける。

(会長)

広報やホームページに載せる際には、【素案】という形で既に整理されていないといけないということによろしいか。

(事務局)

おっしゃる通りである。

(会長)

何かご質問等あればお願いしたい。

(委員)

先程のテーマ等に関しては、事務局に一任ということか。

(会長)

本日、【素案】に関してご意見をいただいたことについて、それがどのような形で反映されているかどうかをどのように確認するかということか。

(委員)

「もやい」に関して、入れるか入れないかについての結論が全くなかった。

(会長)

事務局としては、ある程度任せて欲しいということによろしいか。もちろん、審議会として、どうしても一緒に審議した方がいいというご意見があれば別だが。

(委員)

事務局にお任せする。

(会長)

任せて良いというご意見ですね。わかりました。

今回の審議内容がどう反映されるかの確認についてはいかがか。もちろん、本日の審議会でご意見が充分尽くせなかったという場合には、先ほど事務局からの説明にもあったように、【素案】の修正が郵送なりされてきた際に、この部分はこう考えてほしいというような意見を出していただきたいということだったので、対応は可能であると思う。

(委員)

【素案】の修正はいつ頃、いただけるものなのか。

(事務局)

本日の審議会の内容を受けて、直ちに修正に取りかかる。でき次第という回答しか今はできないが、パブリックコメントの時期との兼ね合いもあるので、遅くともパブリックコメントの1週間前までには委員の皆さんのお手元に届くよう頑張りたいと思っている。

(会長)

本来であれば、もう1回審議会を開催し、事務局の修正案を審議した上で、パブリックコメントに出す形の方が、我々としても審議会での審議を経たものだということで安心できるのだが、かなり窮屈な状況になっている。

事務局は頑張ると言われている。当審議会としては、意見があれば、個別にお願いするという対応で、内容的には事務局に任せるということでよろしいか。

(委員)

願います。

(会長)

恐らく十分にご納得ではないと思うが、計画なしに新年度になるわけにはいかないので、十分に意見をくみ取った上で、事務局の方で【素案】を作り上げて欲しい。また、パブリックコメントが出れば、もう一度、審議会で内容を審議していきたいと思う。

どうもありがとうございました。以上で、事務局にお返す。

(環境生活部長)

長時間、お疲れ様でございました。向こう10年の計画である。なかなかタイトな日程であるが、事務局も頑張っている。今後ともご協力のほど、よろしくお願い致します。